

「非核日本宣言」を求める意見書

核兵器のない平和な世界を実現するために、今、国の内外で大きな努力が求められている。

平成 12 年 5 月、核兵器を保有する 5 カ国の政府は、「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えた。

しかし、それ以後 8 年を経た現在も、「約束」実行の道筋はついていない。今なお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されている。

新世代の核兵器開発が行われる一方、朝鮮民主主義人民共和国の核実験にみられるように拡散の危険も現実のものとなっている。

こうした状況を打開するために、日本政府には、ヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務がある。

また、その努力を实らせるためには、自らもその証として「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核 3 原則を遵守し、世界に範を示さなければならない。

よって政府は、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核 3 原則の遵守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 30 日

福島県伊達市議会議長 滝澤 福吉

内閣総理大臣

外務大臣 様